

コンプライアンス

- (1) 弊社は、車を健康に保つ為の整備、また損傷を復元修理する仕事をします。
- (2) 弊社は、修理契約者との契約に基づき仕事を致します。
- (3) 弊社は、被害者の用心棒を致しません。
- (4) 弊社は、第三者間の無権代理行為をしません。
- (5) 弊社は、第三者間の示談行為に関わりません。
- (6) 弊社は、第三者間の協定に関わりません。
- (7) 弊社は、お客様が保険金請求される場合で、お客様が保険金請求に用いる書類を必要とされた場合には、原則として未分解による修理想定案を作成しご提供させていただきます。
正式な見積書を必要な場合は、分解を行った上で直前復帰想定 of 正式な見積書を有料で発行致します。
なお、弊社には保険金請求の権利も義務も存在しませんので、弊社から保険会社や加害者に対して修理代を請求する事は御座いません。

【損害保険会社の法律事務である保険契約手続き及び、修理工場の修理契約履行までの、各契約に基づいた流れ】

《保険契約について》詳細は、各保険会社や金融庁や消費者庁にご確認ください。

1. 保険販売、保険品質（契約の範囲で満額）、保険価格（保険料）、取引方法を展示及びカタログ販売。
2. 消費者は、1のカタログを見て見たままに合意し契約して保険料を払う。
3. 消費者が被保険者と成り証券が渡される。
4. 被保険者が事故など保険条件に該当した場合、契約された品質（契約の範囲で満額）及び取引方法（実損てん補条項）に基づき、契約上「損保基準（品質言及無し）では無く、「裁判基準の品質」が基準と成っていますから、損保基準価格では無く、裁判基準相当「直前の状態に復帰する費用」を基準にして、保険者と被保険者が「協定」をし、品質計算された商品（保険金）を受け取る。なお保険金は修理事実の有無に拘わらず支払われる契約です。
5. 保険金を受け取った被保険者は、消費者に成ります。
6. 実際に修理するか、修理しないか、修理品質はどうするか、価格はどうか、色々なお店で話を聞いて悩みます。（どうぞ自由に考えてください）

《修理契約について》

7. 修理品質、修理価格、取引方法を選択し、修理予算を自ら決めて、気に入った工場と修理契約し、修理が開始されます。
8. 修理工場は、完全な直前の状態には復帰出来るものではないが、自らが出来る品質を消費者と契約して、その品質で修理契約の履行を目指します。
9. 修理が完成し、消費者は決められた取引方法によって、対価を清算し、商品（修理車両）を受けとります。
10. 直前の状態に復帰する事の基準までを範囲とし、保険契約の範囲を満額とする範囲において、国交省が高いとする修理取引額でない状態で、修理代の不足があれば、消費者と損保会社の間で清算します。

- (8) 弊社は、お客様との間で、品質、価格、取引方法を合意した契約に基づき修理致します。
- (9) 弊社は、修理結果責任を負わないお客様の無権代理人と修理契約の申し合わせは致しません。
- (7) 弊社は、約50年間信用を得て来た経験から、自社利益を優先した外見優先の修理提案を致しません。
- (8) 弊社は、見えない部分であっても、完成後に品質保証の出来ない復帰修理は行いません。
- (9) 弊社は、安全を最優先します。
- (10) 弊社は、修理契約における個人情報の扱いについて、契約部外者に渡りませんが、社会的知名度がある組織による収集については、性善説による使用と認められた場合は渡す場合があります。個人情報の提供を認めたくない場合は、入庫時にお知らせ下さい。
- (11) 弊社は、全力で法令厳守に取り組んでいます。
厳守されていないと思う事があれば、是非ご教示ください。
- (12) 労働安全衛生法 特化測24条により、当社工場は、関係者以外立ち入り禁止と成っており、法令厳守を求められています。工場や敷地内にご入場の方は、事務所で許可を取ってください。工場入場につきましては、安全及び業務を阻害しないと判断した方には、入場を許可しています。
- (13) 弊社の工場内で行っている作業には、企業秘密技術も含まれております。
写真撮影が必要な方には、その写真撮影の責任を明確化する許可証を発行しておりますので、申請の上写真撮影を行ってください。
- (14) 弊社は、対価の発生しない弊社の善意については、一切責任を負っておりません。
領収書の無いクレームや損害の主張は一切受け付けておりません。
- (15) 弊社では、弊社の定款にある業務以外については、行いません。
- (16) 弊社は、納品時引換え払いと成っています。
- (17) 弊社は、利益相反回避体制を敷いています。修理契約当事者であるお客様の利に反する行動と、お客様と利を反する側の依頼は受けません。
また、何かしらの関係する依頼がある場合は、品質、価格、取引方法を確認し、弊社の領収証と条件を添えた書類であれば、現金のみの取引で書類作成等承る場合がございます。

賠償請求に使うなど、修理契約するように装って書類を使用する例が後を絶ちません。領収書の添付無きものは、無効とさせていただきます。

昭栄自動車株式会社
代表取締役高野英雄